

建設業法令遵守ハンドブック（改訂第4版）の正誤表について

頁	誤（訂正箇所：赤枠）	正（訂正箇所：赤枠）
14	<div data-bbox="309 212 1059 268" style="background-color: #FFD700; text-align: center; padding: 5px;"> 監理技術者の専任義務の緩和について </div> <p data-bbox="309 323 1077 403">監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を、当該工事現場に専任で置く場合には、監理技術者の兼務が認められます（この場合の監理技術者は、「特例監理技術者」という）。特例監理技術者が兼務できるのは2現場までです。また、監理技術者補佐になれるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。</p> <ul data-bbox="309 427 817 483" style="list-style-type: none"> ・1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施工管理技士補） ・監理技術者の資格を有する者（建設業法第26条、同法施行令第28条参照） <div data-bbox="454 523 913 986" style="text-align: center;"> </div> <ul data-bbox="309 1026 1077 1289" style="list-style-type: none"> ●特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲です。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル三（1）参照） ●監理技術者補佐を置いた場合でも、特例監理技術者は、その職務が適正に実施される責務を有しています。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められます。（監理技術者制度運用マニュアル二一三参照） ●監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代に該当しませんが、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル二一四（4）参照） <p data-bbox="689 1361 712 1377" style="text-align: center;">14</p>	<div data-bbox="1283 212 2056 268" style="background-color: #FFD700; text-align: center; padding: 5px;"> 監理技術者の専任義務の緩和について </div> <p data-bbox="1283 323 2051 403">監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を、当該工事現場に専任で置く場合には、監理技術者の兼務が認められます（この場合の監理技術者は、「特例監理技術者」という）。特例監理技術者が兼務できるのは2現場までです。また、監理技術者補佐になれるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。</p> <ul data-bbox="1283 427 1792 483" style="list-style-type: none"> ・1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施工管理技士補） ・監理技術者の資格を有する者（建設業法第26条、同法施行令第28条参照） <div data-bbox="1429 515 1888 1042" style="text-align: center;"> </div> <ul data-bbox="1283 1074 2051 1353" style="list-style-type: none"> ●特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲です。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル三（1）参照） ●監理技術者補佐を置いた場合でも、特例監理技術者は、その職務が適正に実施される責務を有しています。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められます。（監理技術者制度運用マニュアル二一三参照） ●監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代に該当しませんが、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。（監理技術者制度運用マニュアル二一四（4）参照） <p data-bbox="1664 1433 1686 1449" style="text-align: center;">14</p>

「**実質的に関与**」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の確かな施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいいます。

また、下請負人が再下請負する場合についても、下請負人自らが再下請負した専門工種部分に関し、総合的に企画、調整、指導を行うことを行います。

（「一括下請負の禁止について」平成4年12月17日 建設省通知）

【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

●自社の技術者が下請工事の

- ①施工計画の作成
- ②工程管理
- ③出来形・品質管理
- ④完成検査
- ⑤安全管理
- ⑥下請業者への指導監督

等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

●発注者から工事を直接請け負った者については、加えて

- ⑦発注者との協議
- ⑧住民への説明
- ⑨官公庁等への届出等
- ⑩近隣工事との調整

等について、**主体的な役割**を果たすことが必要

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、**原則として営業停止処分により厳正に対処**するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における**完成工事高から当該工事に係る金額を除外**することとしています。

「**実質的に関与**」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の確かな施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいいます。

また、下請負人が再下請負する場合についても、下請負人自らが再下請負した専門工種部分に関し、総合的に企画、調整、指導を行うことを行います。

（「一括下請負の禁止について」平成28年10月14日付け国土建第276号）

【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

●自社の技術者が下請工事の

- ①施工計画の作成
- ②工程管理
- ③出来形・品質管理
- ④完成検査
- ⑤安全管理
- ⑥下請業者への指導監督

等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

●発注者から工事を直接請け負った者については、加えて

- ⑦発注者との協議
- ⑧住民への説明
- ⑨官公庁等への届出等
- ⑩近隣工事との調整

等について、**主体的な役割**を果たすことが必要

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、**原則として営業停止処分により厳正に対処**するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における**完成工事高から当該工事に係る金額を除外**することとしています。